令和7年度　ボランティア活動助成事業

募集要項

― 目　次 ―

① 申請資格について　P.1
② 助成金の種類について　P.1
③ 申請期間について　P.2
④ 注意事項について　P.2
⑤ 提出書類チェックシート　裏面

応援があるから、がんばれる。

©中央共同募金会

あなたのまちの
幸せのために
赤い羽根
共同募金

※この助成金は、赤い羽根共同募金配分金で実施しています。

社会福祉法人
豊橋市社会福祉協議会

①　申請資格について

豊橋市社協ボランティアセンターに登録、またはとよはしボランティアネットワークに参加している団体で以下の条件を満たすものとします。

① 活動計画に基づき積極的に活動している。
② 豊橋市内で活動している。
③ 会則、事業計画事業報告、収支予算書、収支決算書を作成している。※これらに準ずるものでも構いません。
④ 活動内容が有償の活動ではない。（実費徴収は除く）

②　助成金の種類について

各団体につき、年度内に一度、以下の3種類の中でいずれかの助成制度に応募することができます。

① 一般活動助成：1団体　5万円を限度額として助成
② 特別活動助成：1団体10万円を限度額として助成
③ 小規模活動助成：1団体 3 万円を限度額として助成

※①・②については経費の5分の4以内を上限額とします。③は団体負担不要。
（例として、「②特別活動助成」で12万5千円の高額備品を購入する場合、10万円を助成金、残りの2万5千円は団体の自己負担で、②特別活動助成を申請することができます。）

③　申請期間について

原則として令和8年3月31日までに団体の活動に必要な経費を対象としますが、申請期間第4期の申請に限り、翌年度の6月末とします。

◆第1期募集：令和7年5月1日(木)～5月31日(土)
◆第2期募集：令和7年9月1日(月)～9月30日(火)
◆第3期募集：令和7年11月1日(土)～11月30日(日)
※第3期は小規模助成のみの募集となります。
◆第4期募集：令和8年2月1日(日)～2月28日(土)
※第4期申請で助成を受けた場合、翌年度の申請は不可。

助成金審査会において審査し、結果を案内します。

④　注意事項について

申請に関して、以下の注意事項をご確認ください。

① 既に購入したものや、終了した事業は対象外となります。
② 助成金交付を受けた団体は、報告書を提出いただきます。
③ ユニフォームを作成の場合は、『赤い羽根ロゴマーク』のプリント、貸出規定の提出等が必要となります。
④ 過去助成実績を加味し、審査を行うことがあります。
⑤ 次にあげるものは、助成の対象外となります。
・団体の日々の活動費や運営費　等
・行政または企業等からの補助や委託で行われる事業
・他団体等への会費や負担金、寄付等
・慶弔費、個人所有となるもの
・個人消費に関る経費(食費、交通費　等)

提出書類チェックシート

申請に必要な書類を下記にまとめました。ご提出前に今一度ご確認ください。

No	資 料 名	チェック
①	ボランティア活動助成金交付申請書（様式1）	☐
②	申請事業に関する資料（チラシ、パンフレット等）	☐
③	物品購入やイベント費用等、業者の見積書	☐
④	会則	☐
⑤	前年度の事業報告書および収支報告書	☐
⑥	今年度の事業計画書および収支予算書	☐
⑦	広報誌や会報、新聞記事等、団体の活動に関する資料があれば添付	☐

※資料④～⑥については、これらに準ずるものでも構いません。

書類の作成方法など、ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお気軽にお問い合わせください。

豊橋市社会福祉協議会・ボランティアセンター
TEL：52-1111　FAX：52-1112